平成２６年労第５６号

主　　文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理　　由

第１　再審査請求の趣旨及び経過

１　趣　　旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

２　経　　過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月にＡ市所在の会社Ｂ（以下「会社」という。）に入社し、店舗改修工事、外壁、防水工事等の現場管理業務に従事していたが、平成○年○月○日出勤するとして自宅を出たまま、行方不明となり、同年○月○日Ｃ県Ｃ市○で高所から転落し死亡しているところを発見された。死体検案書によれば、死亡日時は平成○年○月○日午前○時頃（推定）、直接死因は「くも膜下出血」、その原因は「自殺」であった。

請求人は、被災者の自殺は、会社Ｄから受注した「Ｅ新装工事（以下「Ｅの現場」という。）」の工期の遅れに関し、発注者であるＦ院長（以下「院長」という。）から追加工事代金の支払いを受けられなくなったこと、また、このことを会社の上司から責められたこと、さらに、過重労働を行ったことが原因であるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第２　再審査請求の理由

（略）

第３　原処分庁の意見

（略）

第４　争　点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第５　審査資料

（略）

第６　事実の認定及び判断

１　当審査会の事実認定

（略）

２　当審査会の判断

（１）専門部会の意見書によると、被災者が精神障害を発病していたと判断する医学的根拠に乏しく、精神障害を発病していなかったものと判断するのが妥当であるとされている。

しかしながら、Ｇ医師は、精神医学的意見書において、被災者は平成○年○月○日から同月○日頃にＩＣＤ－１０診断ガイドラインの「Ｆ３２　うつ病」（以下「本件疾病」という。）を発病して自死に至ったとみるべきであるとの意見を述べている。当審査会としては、被災者の自死に至る症状経過及び遺書等の内容に照らすと、Ｇ医師の上記意見を妥当なものと判断する。

（２）ところで、精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成２３年１２月２６日付け基発１２２６第１号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づき検討する。

（３）被災者の精神障害の発病前おおむね６か月の間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア　「特別な出来事」について

認定基準別表１の「特別な出来事」は認められない。

イ　「特別な出来事以外」について

（ア）請求人らは、被災者にとって最も強い心理的負荷要因は、ノルマの不達成（工期遅れ）であると主張する。さらに、請求人らは、この工期遅れの経緯について、「Ｅの現場の工期は、当初、平成○年○月○日までとされていたが、鍵の受け渡し、院長と設計者との間の設計図面の調整、東日本大震災による部品納入の大幅な遅れによって同年○月○日まで延期となった。ただし、同日までには工事を完了させないと、院長に営業損失及び賃料が生じるため、そこまでには何としてでも完了させるよう求められていた。しかし、同月末の現場の状況は、工事がほとんど進んでおらず、被災者自ら業者を手配して直接指示を与えなければ仕事が進まない状態であった。また、上記竣工日にも間に合わず、同年○月○日の院長との立ち会いで、追加工事も含めて同月○日までには完了するよう求められたが、結局、同月○日にも工事は完了しなかった。」旨述べている。

（イ）請求人らが「ノルマの不達成（工期遅れ）」と主張する上記（ア）の出来事は、認定基準別表１に照らすと「ノルマを達成できなかった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

確かに、Ｅの現場の工事請負契約書には、○万円の工事価格であり、工期は平成○年○月○日から平成○年○月○日（予定）と記載されている。また、Ｈ統括部長は被災者をＥの現場の担当にしたこと及び同現場の工期の遅れから平成○年○月○日に被災者とともにＥの現場の社内検査を行った上、被災者に対し、Ｅに常駐して工事の進捗管理を指示した旨申述している。Ｉ営業本部長も、Ｅの現場は問題が山積された状況であったことから、Ｈ統括部長が被災者にＥに常駐し問題の解決に当たるよう指示した旨述べている。これらの資料及び申述から、被災者が担当していたＥの現場は請負契約書で予定されていた工期から大幅に遅れ、平成○年○月○日になっても完成の目処が立たないため、担当である被災者が工期遅れに対する進捗管理や院長との調整などの事後対応を会社から指示されていたことは事実であり、請求人らの主張どおり、認定基準別表１の「ノルマが達成できなかった」に該当し、同年○月○日からのＥ常駐での事後処理を含め一連の出来事として捉えるのが相当であると判断する。

被災者が上司であるＨ統括部長の指示を受け、Ｅに常駐した平成○年○月○日から同年○月○日までの間の工期遅れに対する施工管理及び院長と

の事後処理については、被災者が作成した報告書に「同年○月○日に院長から全工事を同月○日までに完了するよう強く言われたものの結局その日までに工事は完了することができず、同月○日には院長から追加工事費約○万円と遅れたための営業補償と家賃を相殺する案が出されたこと」などが記載されており、Ｉ営業本部長も院長から「工期が遅れたら払わない。支払いを要求するならペナルティとして、営業補填金の支払いを要求する。」と言われたとする申述をしており、これらを併せ鑑みれば、Ｅの現場の工期遅れという「ノルマが達成できなかった」の出来事のうち、被災者にとって、最も心理的負荷となったのは同月○日に院長から最後通告ともいえる同月○日の工事完了を指示されたこと及びこの指示を守れず、院長から営業補償の案が提出されたこととみるのが相当である。

（ウ）以上を踏まえ、この出来事の総合評価を検討すると、事後処理の困難性は上記のとおり認められ、平成○年○月○日までに完成しなければ営業補填金を要求するとの院長からの指示を完遂できなかったことには相当の心理的負荷はあると考えられるものの、本件の会社関係者の申述を含む一件資料からは、実際に被災者個人にペナルティが課せられるほどの出来事であったとまでは認定できないことや、○万円の工事代金や○万円の営業補填金の会社の経営への影響も明らかではないことから、この一連の出来事単独の心理的負荷の総合評価としては「強」とまではいえず、「中」であると判断せざるを得ない。

（エ）しかしながら、認定基準によれば、恒常的長時間労働が認められる場合の総合評価について、具体的出来事の心理的負荷の強度が労働時間を加味せずに「中」程度と評価される場合であって、出来事の前に恒常的長時間労働（月１００時間程度となる時間外労働）が認められ、出来事後すぐに（出来事後おおむね１０日以内に）発病に至っている場合、心理的負荷の総合評価は「強」とするとされている。

（オ）この点、本件について検討すると、上記（１）で判断したとおり、被災者は平成○年○月○日から同月○日頃に本件疾病を発病しており、この発病時期は、当審査会が「ノルマが達成できなかった」の出来事として評価した同年○月○日からのＥ常駐中の事後処理において、同年○月○日の院長からの最後通告ともいえる指示、及び同月○日にそれを完遂できないこ

とが確定し院長から営業補填の提案がなされた時期と一致している。

当審査会としては、被災者が上記の一連の事後処理を行う中で本件疾病を発病したと推認するものであり、いずれも事後処理後、おおむね１０日以内の発病であるとみるのが相当であると判断する。

その上で被災者の本件疾病の発病月の直前の平成〇年〇月には監督署長が事実認定したとおり、１００時間を超える恒常的長時間労働が認められる。そうすると、認定基準により、上記の「ノルマが達成できなかった」の出来事の総合評価「中」と恒常的長時間労働を併せた心理的負荷の総合評価は「強」となり、当審査会は、被災者に発病した本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものであると判断する。

ウ　被災者の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

エ　したがって、被災者に発病した本件疾病は、業務による強度の心理的負荷によるものと認められ、被災者の自死は本件疾病によって正常の認識及び行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自死行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥っていたものと推認されることから、業務上の事由によるものと判断できる。

３　以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。